

＜議案第142号＞ 損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年9月18日18時40分頃に北九州市若松区大字小竹214番付近の市道本町小竹1号線に設置している下水道のマンホールの蓋が外れたところに普通自動二輪車が通行して転倒し、運転手が負傷し、普通自動二輪車が損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議案として提出したもの。

1 相手方

北九州市若松区赤崎町6番21号

柴田 大輔

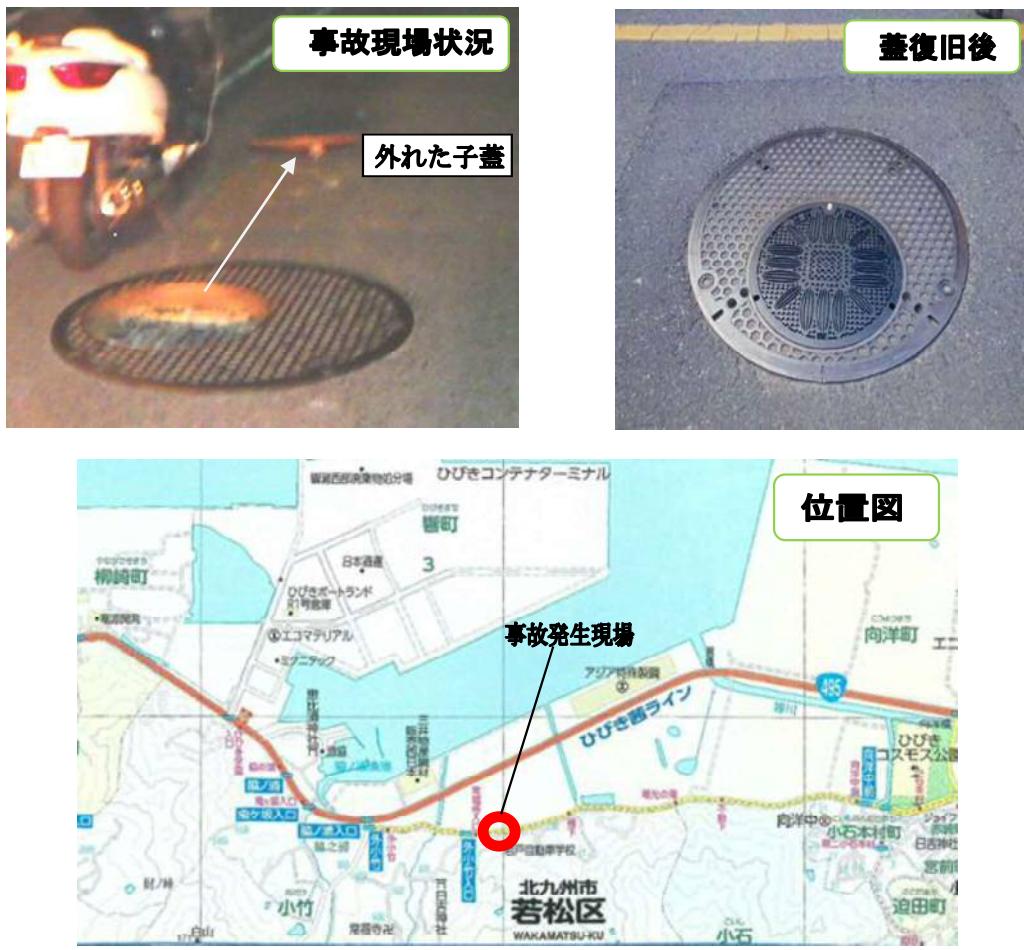
2 損害賠償の額

477万1,094円

3 和解事項

- (1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金477万1,094円の支払義務があることを認める。
- (2) 北九州市は、相手方に対し、前号の損害賠償金から内払金として既に支払った金110万218円及び公立学校共済組合福岡支部（以下「共済組合」という。）が本件事故の療養について相手方に行った給付の価額である金12万5,734円（以下「保険給付金」という。）を除く金354万5,142円を、本和解成立の日から1箇月以内に相手方の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。
- (3) 北九州市は、共済組合に対し、保険給付金の請求を受けた後、速やかに共済組合の指定する方法で支払う。
- (4) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。
- (5) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。

4 事故の状況



5 事故を受けての取組み状況

今回の事故を受けて、市内に 129箇所ある低地ポンプに使用する親子蓋の緊急調査を行い、安全性及び劣化状況を確認した。

特に、今回の事故と同様に車道に設置している 68箇所のマンホール蓋については、車両通行時のガタツキ等にも留意し、重点的に調査を実施した。

その結果、直ぐにマンホール蓋が外れるような箇所は見られなかったものの、今後、腐食が進行すると想定される 7箇所については、令和元年度に取替工事を行った。

今後も、月 2回実施している低地ポンプの点検に合わせ、蓋の劣化等についても確認し、取替及び補修工事を行っていく。